

道路景観に関するガイドライン活用状況調査

日本みち研究所 正会員○青山 万吉
日本みち研究所 正会員 森山 誠二
日本みち研究所 非会員 藤原 浩樹
日本みち研究所 非会員 賀内 悠生

1. はじめに

道路の景観を美しく整えることは、美しい国土づくり、文化的で豊かな国民生活の実現を図る上で極めて重要である。良好な道路景観を面的に構築していくため、日々行われている道路附属物等の更新や設置の場面においても、景観に配慮していくことが必要である。このため国土交通省では、道路管理者（発注者）による実践的な活用を想定して、道路附属物等の整備におけるポイントを整理した「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」（以下、「附属物ガイドライン」）を平成 29 年に策定した。道路景観向上のためには、道路管理者による「附属物ガイドライン」の日常的な活用が期待されるが、実際の活用状況が不明であった。そのため、「附属物ガイドライン」の道路管理者における活用状況や、共通仕様書等への指定状況等を調査し、道路景観向上に向けた課題の整理及び考察を行った。

2. ガイドライン策定までの流れ

「美しい国づくり政策大綱」（平成 15 年 7 月策定）を契機に、道路景観の重要性が理解され、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、個性的で活力のある地域社会の実現が目指された。

前述の背景を踏まえ、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」（平成 16 年 3 月策定）を時代の変遷に応じて見直し、防護柵以外の道路附属物も対象として景観上の留意点を整理した、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」が平成 29 年に策定された。

表 1. ガイドライン策定までの流れ

年月	ガイドライン策定までの流れ
H15.7	美しい国づくり政策大綱策定
H16.3	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン策定
H29.11	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン策定

3. 調査

3-1. 調査目的

良好な道路景観実現のためには、「附属物ガイドライン」が委託業務や工事の特記仕様書等に明記され、発注者と受注者の双方がその内容を理解し、景観に対する共通認識を持った上で活用されなければならないが、実際の活用状況が不明であった。そのため、「附属物ガイドライン」の活用状況等を把握し、今後の活用方針の検討材料を整理することを目的に本調査を実施した。

3-2. 調査概要

調査対象は、地方整備局、都道府県、政令指定都市、中核市の計 139 団体とした。調査項目は、①景観に関する独自のガイドライン等の策定状況、②「附属物ガイドライン」の活用状況である。

3-3. 調査結果

各団体における景観に関する独自のガイドライン等の策定状況は、策定していない団体が 30.6%であった。

「附属物ガイドライン」は、設計業務で活用している団体が 39.6%、活用していない団体が 50.0%であった。設計業務、改良・改築工事、維持修繕工事のいずれかで活用している団体のうち、共通仕様書へ明記している団体が 52.1%、特記仕様書へ明記している団体が 6.8%であった。

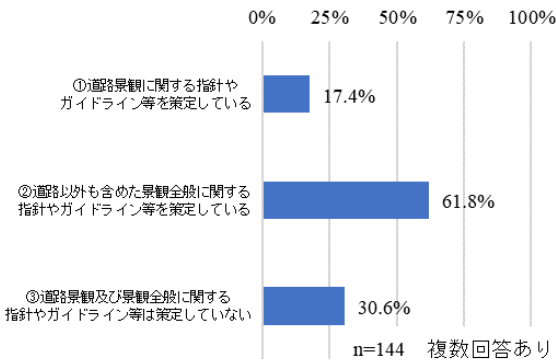


図 1. 景観に関する独自の指針の策定状況

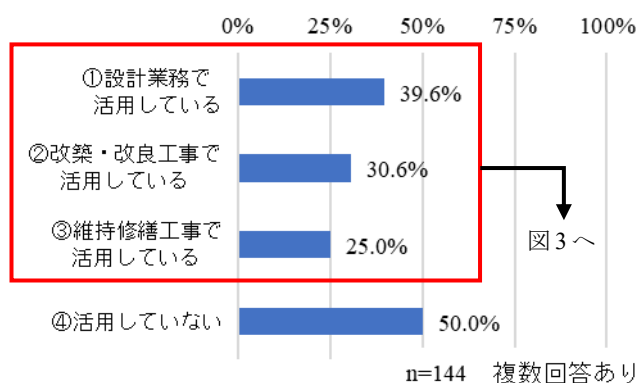


図2. 「附属物ガイドライン」の活用状況

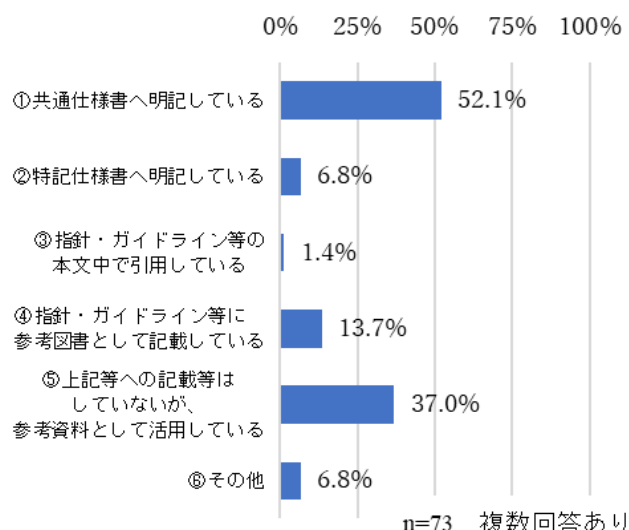


図3. 「附属物ガイドライン」の指定状況

「附属物ガイドライン」を活用して、附属物を整備した事例を写真1に示す。景観に配慮した色彩が採用されており、防護柵や情報板が過度に目立たず、周辺景観と調和していることが分かる。

道路附属物更新等の維持管理段階においても、写真1のような周辺景観に配慮した附属物のデザインを検討していくことが重要である。



写真1. 「附属物ガイドライン」を活用した整備事例

4. 調査結果の考察

前章において、道路景観に関する独自のガイドライン等を策定していない団体が調査対象の約3割を占めることが分かった。各団体における独自のガイドラインを策定することで、景観に対する道路管理者（発注者）側の意識向上につながると考える。

また、「附属物ガイドライン」が設計業務や改良・改築工事、維持修繕工事内で活用されていない団体が調査対象の半数を占めることが分かった。また、活用されている団体の中でも、共通仕様書への記載にとどまっている団体や、単なる参考資料として活用している団体が多く、実際の設計や工事に影響を与える特記仕様書に明記されている団体が少ないことが分かった。発注者側の景観に対する意識向上のため、「附属物ガイドライン」をはじめとした道路景観に関するガイドライン等の特記仕様書への記載が必要であり、契約時にも受注者に十分周知することが必要であると考え。

5. 良好な道路景観整備に向けて

良好な景観形成のためには、良い景観を増やし醜い景観を減らしていくことが重要である。道路景観において道路附属物等の果たす役割は大きく、道路自体が自然景観や地方景観において脇役であるという認識のもと、道路附属物等が醜い存在となることなく、道路景観の一部として違和感なく存在する“普通のデザイン”であることが重要である。既存道路についても、維持管理の過程の中で“希少性”の道路景観ではなく、“安全”と“周辺景観との調和”が両立されるよう不断の取組が重要であると考え。

景観に関わるガイドライン等は形骸化させることなく、時代の変遷に応じた適切な見直しによって引き継いでいくことで、良好な道路景観が創造されていくのではないかと考える。

謝辞

本論文の執筆にあたり、(一財)日本みち研究所におけるオンラインセミナーで講演された内容を活用した。ご協力いただいた関係機関に深く御礼申し上げます。

参考文献

景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（編著：道路のデザインに関する検討委員会 発行：一般財団法人 日本みち研究所）

美し国の持続的発展へ力結集 建設通信新聞 令和5年3月20日（発行：日刊建設通信新聞社）